

国立大学法人大分大学挾間キャンパス計量管理規程

令和6年12月18日制定
令和6年規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第61条の8第1項及び第76条の規定により、挾間キャンパス（以下「本キャンパス」という。）における法第61条の3第1項に定める国際規制物資の使用の承認を得た全ての核燃料物質の適正な計量及び管理（以下「計量管理」という。）の確保に関し、必要な事項を定める。

(計量管理責任者)

第2条 本キャンパスにおける計量管理のために計量管理責任者を置く。
2 本キャンパスにおける計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行う。
3 本キャンパスにおける計量管理責任者は、研究マネジメント機構長をもって充てる。

(核燃料物質計量管理区域の設定)

第3条 本キャンパスにおける核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、基礎・臨床研究棟1階実験機器管理部門第4実験室及び電子顕微鏡室をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。
2 前項のMBAの符号は、KB-Oとする。

(受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録する。

(消費、損失等に関する手続)

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録する。

(事故損失又は事故増加に関する手続)

第6条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失若しくは増加が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録する。

(記録)

第7条 計量管理責任者は、前三条の記録を作成し、作成後10年間本キャンパスに保存する。
2 前項の記録には次の各号に定める事項を記録する。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間本キャンパスに保存する。

(報告)

第9条 計量管理責任者は、法第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則（令和6年原子力規制委員会規則第4号。以下「規則」という。）第48条第19項の規定による毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後1月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認する。

- 2 計量管理責任者は、事故増加が生じた際、規則第48条第27項の規定による報告書が、当該事故増加が生じた月の翌月15日までに原子力規制委員会へ提出されていることを確認する。
- 3 計量管理責任者は、事故損失が生じた際は、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会へ連絡する。

(管理委員会)

第10条 本キャンパスにおける核燃料物質の適正な使用、保管及び計量管理の確保に関する業務を行うため、国立大学法人大分大学核燃料物質管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

- 2 管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、原子力規制委員会による国立大学法人大分大学挾間キャンパス計量管理規程の変更承認の日又は令和7年1月31日のいずれか遅い日から施行する。